

消防団員準中型自動車免許取得費補助金（案）について

1. 準中型自動車免許取得補助金とは

道路交通法の一部改正に伴い、平成29年3月12日から準中型免許制度が施行され、同日以降に普通自動車免許を取得した者が運転できる車両総重量は3.5トン未満となりました。

当町では法改正以降の普通自動車免許で運転できる分団車両は、9個分団中2個分団であり、準中型自動車免許を取得する消防団員に対し、その費用を町が補助（上限20万円）します。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当する消防団員とします。

- (1) 車両総重量3.5トン以上の車両を運転する資格を有していないこと。
- (2) 所属する分団の分団長から推薦されていること。
- (3) 湯河原町消防団に1年以上在籍していること。
- (4) 準中型自動車免許の取得の日から5年以上消防団に在職し、消防団活動を行うことを誓約すること。
- (5) 道路交通法第99条第1項の規定により指定された指定自動車教習所を卒業し、免許を取得すること。
- (6) 町税等の滞納がないこと。

3. 補助対象となる経費

- (1) 教習所における準中型自動車免許の取得に要する費用
- (2) 準中型自動車免許の取得に要する試験受験及び免許証交付に要する費用

※ 教習所が定める教習時間を超えたこと等により発生した補講、再試験等の追加経費及び教習所等への交通費は対象外です。

※ 普通自動車免許を有していない場合、普通自動車免許と準中型自動車免許の費用の差額を補助対象とします。それぞれの費用の見積書が必要です。

4. その他

令和7年4月1日施行予定